秘密保持契約書

一般社団法人分子免疫学研究所(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、甲が設置する一般社団法人分子免疫学研究所認定委員会にて行われる再生医療等提供計画の審査の申込及びその内容について(以下「本件目的」という。)の秘密保持のため、次のとおり秘密保持契約書(以下「本契約」という)を締結する。

- 第1条 甲及び乙は、本業務に関して相互に開示した技術情報及び相互の接触交流 により知り得た相手方の営業秘密(以下「秘密情報」という)を、一切第 三者に提供・漏洩してはならない。但し、次のものは秘密情報から除外す る。
 - (1) 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から正当に入手していたもの。
 - (2) 開示を受けた際、既に公知公用であったもの。
 - (3) 開示を受けた後、甲乙それぞれの責によらないで公知又は公用となったもの。
- 第2条 甲及び乙は、秘密情報は相手方の事前の文書による承諾なく第三者に提供・漏洩してはならない。
- 第3条 甲及び乙は、秘密情報を本件目的にのみ使用し、その他の目的に使用してはならない。
- 第4条 甲及び乙は、本契約の終了後にも、秘密情報(複写及び複製したものを含む)を相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に漏洩してはならない。また、本業務が終了したとき、本契約が終了したとき又は開示した甲もしくは乙から要求があったときは、相手方は秘密情報を直ちに返還し、又は開示者が指示する方法で廃棄・消去するものとする。
- 第 5 条 甲及び乙は、自らが「暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律」 に規定される暴力団及びその関係団体等(以下「反社会的勢力」という)

でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損し若しくは 業務の妨害を行い又は不当要求行為をなさないこと、また自らの主要な 出資者又は役職者が反社会的勢力の構成員でないことを保証する。

- 第6条 甲及び乙は、本契約における相手方の契約違反により損害を受けた場合、 その通常損害について相手方に損害賠償を請求することができる。また 損害賠償請求額には、契約違反をした相手方に対して履行を求めるため に必要な一切の費用、訴訟に関する弁護士費用等を含む。
- 第7条 契約に定めのない事項又は疑義のある事項については、協議のうえ決定する。
- 第8条 本契約に起因し、または関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審 の専属的合意管轄裁判所とする。
- 第9条 本契約の有効期間は、2000年0月0日から2000年0月0日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による変更、解約の申し出が無いときは、 本契約と同一条件で更に 1 年間継続するものとし、その後もこの例によるものとする。

本契約書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲:東京都国分寺市本町二丁目 25番 14号ISネンス国分寺 1F 一般社団法人分子免疫学研究所

理事長 野口活夫 ⑩

乙: